

# 雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

失業認定について、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所ください。

失業の認定を受けるために必要な求職活動の実績についても原則どおりとなります。（受給資格者のしおり13ページ参照）

なお、例外として、高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることを理由に、新型コロナウイルス感染予防等の観点から来所を控える方についてのみ、郵送による認定を可能としますので、失業認定日までに管轄のハローワークへご相談ください。

**ただし、郵送による認定の場合、失業認定日に来所した場合と比べ、支給が2週間程度遅れることがありますのでご注意ください。**

その他、失業認定日に関するご相談やご不明な点がございましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください（平日のハローワーク開庁時間中（8：30～17：15）に限る）。

